

中小企業の国内出願に対する助成制度（都内自治体等実施分） 1/2

自治体	事業名	対象出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額	お問合せ先
港区	産業財産権取得支援事業補助金	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費：出願料、審査請求料、登録料、産業財産権取得に関して弁理士等に支払う費用等 ・R8.3.19までに実績報告書の提出が必要 ・R7.4.14受付開始、予算額に達し次第受付終了	対象経費の 2分の1	25万円(特許) 15万円(特許以外)	産業振興課 経営支援係 TEL:03-6435-4620
台東区	知的所有権取得支援助成金		・対象経費：出願料(電子化手数料含む)、特許料(初3年分)、特許審査請求料、実用新案技術評価請求料、弁理士に対する謝金、商標等の初期登録に関わる費用 ・申請日以降、R8.3.13(実績報告締切日)までに支出する経費が対象 ・R7.4.1受付開始、予算額に達し次第受付終了		10万円(特許) 5万円(特許以外)	(公財)台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当 TEL:03-5829-4124
墨田区	知的財産権取得補助金		・対象経費：出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、出願及び取得に伴う弁理士・弁護士に対する報酬、その他区長が認める経費 ・出願日から2年以内に申請が必要 ・毎年度、予算額に達し次第受付終了		20万円	産業観光部 経営支援課 TEL:03-5608-6183
千代田区	産業財産権取得支援事業補助金		・対象経費：本制度の申請日前1年間に支払った次の経費 出願料、審査請求料、技術評価請求料、特許料、登録料、図面作成費、電子化料金、産業財産権取得に際して弁理士・弁護士に支払った費用 ・毎年度、予算額に達し次第受付終了		20万円	地域振興部 商工観光課 商工振興係 TEL:03-5211-4185
江東区	知的財産権取得費補助		・対象経費：出願料、出願審査請求料、特許料、登録料、電子化手数料、出願に伴う弁理士報酬 ・出願日の翌日から起算して1年以内に申請が必要 ・予算額に達し次第受付終了		30万円(特許権) 10万円(特許以外)	地域振興部 経済課 産業振興係 TEL:03-3647-2332
北区	知的所有権活用支援事業		・対象経費：弁理士費用、出願料、登録料、特許料、審査請求料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・当年度登録分について、前年度中に支払った経費も対象 ・R7.4.1受付開始、予算額に達し次第受付終了もしくはR8.2.27まで		10万円	地域振興部 産業振興課 商工係 TEL:03-5390-1235
荒川区	産業財産権取得助成		・対象経費：出願料、登録料、特許料、審査請求料、弁理士費用 ・特許庁出願後1ヶ月以内に申請が必要(なお、申請年度内に支払われる分に限るため、3月中に出願した場合は3月末までに申請をしてください) ・申請前に事前の連絡が必要		15万円	産業経済部 経営支援課 経営支援係 TEL:03-3802-3111(内:459)
足立区	知的財産権認証取得助成金		・対象経費：出願料、登録料、審査請求料・技術評価請求手数料、弁理士等費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用 ・登録証の登録日から1年以内に申請が必要、申請前に連絡が必要 ・申請期間：毎年4月1日から予算に達するまで		30万円	産業振興課 ものづくり振興係 TEL:03-3880-5869
葛飾区	知的所有権取得費補助事業		・対象経費：出願料及び出願審査請求に要する経費、弁理士に支払う手数料 ・出願後1か月以内に申請が必要 ・申請期間：R7.4.1～R8.3.27、予算額に達し次第受付終了 ※3月に出願予定の場合には、事前に連絡が必要		10万円	商工振興課 工業振興係 TEL:03-3838-5587
世田谷区	知的財産権取得支援補助金		・対象経費：新規取得に要する、特許料、登録料、その他手数料や弁理士費用などで区長が認めるもの(特許のみ先行調査費用も対象) ・R6.4.1以降、補助金申込時までに出願が完了している知的財産権が対象 ・R7.4.1受付開始(予定件数や予算による制限あり)		20万円	経済産業部 経済課 TEL: 03-3411-6644
練馬区	産業財産権の取得支援事業補助金		・対象経費：出願料および出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬 ・出願後1年以内に申請が必要 ・R7.4.1受付開始		10万円	一般社団法人 練馬区産業振興公社 練馬ビジネスサポートセンター TEL:03-6757-2020
江戸川区	経営力向上助成金(知的財産権の出願にかかる助成金)	特許 実用新案 意匠	・対象経費：出願料、審査請求料、弁理士費用 ・助成金申請～出願～助成額確定までが同一年度内であることが条件 ・特許庁への出願前に申請が必要(出願検討時に事前相談推奨)		20万円	産業経済部 経営支援課 相談係 TEL:03-5662-0525

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

※本ご案内に記載の情報は正確性を約束するものではありません。ご利用をご検討の際は、各自治体ホームページ又はお問合せ窓口までお問い合わせください。

※「事業名」をクリックすることで、各事業のホームページへアクセスすることが可能です。



中小企業の国内出願に対する助成制度（都内自治体等実施分） 2/2

自治体等	事業名	対象出願	対象経費等(抜粋)	助成率	上限金額	お問合せ先
板橋区	知的財産権取得支援補助金	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費：審査請求料、登録料、弁理士費用、その他製品及び技術の保護に直接関連があると認められる経費等(商標権の弁理士費用は上限10万円まで) ・設定登録後1年以内に申請が必要。 ・申請期間：R7.4.14～R8.3.6、予算額に達し次第受付終了	対象経費の3分の1	20万円	(公財)板橋区産業振興公社 経営支援グループ TEL:03-3579-2175
文京区	知的財産権取得費補助金		・対象経費：出願料、出願審査請求料または技術評価請求料、特許料または登録料、弁理士または弁護士に対する報酬、特許先行技術調査費用、その他 ・知的財産権に係る出願から2年以内に申請が必要 ・R7.4.1受付開始、予算満了時点で終了	対象経費の3分の2	30万円	区民部 経済課 産業振興係 TEL:03-5803-1173
品川区	特許権取得費助成	特許	【参考：令和6年度内容】 ・対象経費：新規取得に要する弁理士費用、出願料、審査請求料、審判請求料、登録料(R6.4.1～R7.3.31までの期間に支払が完了するもの) ・申請期間：R6.10.1～R6.10.31		20万円	地域産業振興課 中小企業支援担当(経営支援担当) TEL:03-5498-6340
立川市	立川産品販路拡大等支援事業補助金(知的財産権の取得)	特許 実用新案 意匠 商標	・対象経費：販路拡大を目的とした知的財産権の取得にかかる経費 ・申請前に事前連絡が必要 ・申請締め切りはR8.1.30、または予算額に達し次第受付終了	対象経費の2分の1	30万円(中小企業・個人事業者) 60万円(団体)	産業まちづくり部 産業観光課 商工振興係 TEL:042-523-2111(内線:2643～2645)
町田市	特許権等取得事業補助金		・対象経費：出願料(印紙代)、出願に係る弁理士手数料、特許出願審査請求料、特許出願審査請求にかかる弁理士手数料 ・R8.3.31までに経費支払が必要 ・申請期間：R7.4.1～R8.3.13、予算額に達し次第受付終了	対象経費の全額又は2分の1又は3分の2		経済観光部 産業政策課 TEL:042-724-3296
青梅市	産業財産・認証出願支援事業		・対象経費：謝金(産業財産権の取得に伴う弁理士等費用、認証に伴うコンサルタント費用)、事務費(出願料、審査請求費等の審査登録料、資料購入費、印刷製本費)、委託費(調査委託費、申請等委託費、邦訳委託費等)	対象経費の3分の2	50万円	商工業振興課 工業振興係 TEL:0428-22-1111(内線2341)
稲城市	知的財産支援事業補助金(商工会会員限定)	特許・商標など	・対象事業：特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業(商工会会員が営む事業に関わりのある案件に限る) ・R8.2月末日までに事業完了、かつ実績報告書等の提出が必要 ・申請期限R8.1.30、予算額に達し次第受付終了	工業部会員は対象経費の2/3以内 ----- 上記以外1/2以内	20万円	稲城市商工会 TEL:042-377-1696
八王子市	経営力強化補助金(販路拡大事業)	特許等	・対象経費：自社の製品・サービスの新たな販売先獲得を目的とした特許等の出願に係るもの ・補助対象事業の完了前(支払いが完了する前)に申請が必要 ・申請期間：R7.5.7～R8.1.31日締切、予算額に達し次第受付終了	対象経費の3分の2以内	50万円	産業振興部 産業振興推進課 TEL:042-620-7379
羽村市	中小企業経営基盤強化助成金(DX推進事業)	知的財産権等	・対象経費：【技術導入費】知的財産権等の導入経費 他 ・事業開始前に申請が必要 ・R8.3.31までに支払い等、全ての事業の完了が必要 ・申請期間：R7.4.1～R8.3.31、予算額に達し次第受付終了		10万円	産業環境部 産業振興課 商工観光係(内線:655)、農政係(内線:661) TEL:042-555-1111
府中市	製造業等活性化事業(特許取得事業補助金)	特許	・対象経費：特許出願及び審査請求に要する経費(印紙代、弁理士費用等)、外部(専門家)から特許取得の技術指導を受ける場合に要する経費(謝礼金等) ・R7.4.1～R8.2月末日までに契約(申込)、実施、支払が行われることが必要 ・申請期間：R7.4.9～R7.5.14	対象経費の2分の1以内	10万円	府中市工業技術情報センター TEL:042-335-4474
日野市	事業拡大支援事業助成金	特許 実用新案 意匠	・対象経費：出願料、審査請求料、登録料(初回納付分)、技術評価書請求料、弁理士等代理人に要する経費、その他産業財産権取得に要する経費 ・補助金交付決定日からR8.2.28までに支払が完了した経費が対象 ・申請期間：R7.4.1～R7.4.18		100万円	産業スポーツ部 産業振興課 ものづくり推進係 TEL:042-514-8442

※交付決定に当たっては、各自治体で審査があります。

※本ご案内に記載の情報は正確性を約束するものではありません。ご利用をご検討の際は、各自治体ホームページ又はお問合せ窓口までお問い合わせください。

※「事業名」をクリックすることで、各事業のホームページへアクセスすることが可能です。